

5 熊本管第

号契約の別冊（案）

仕様書（1）

造林事業一般仕様書

1. 作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
2. 作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
3. 仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
4. 本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
5. 本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
6. 本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
7. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
8. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
9. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
10. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

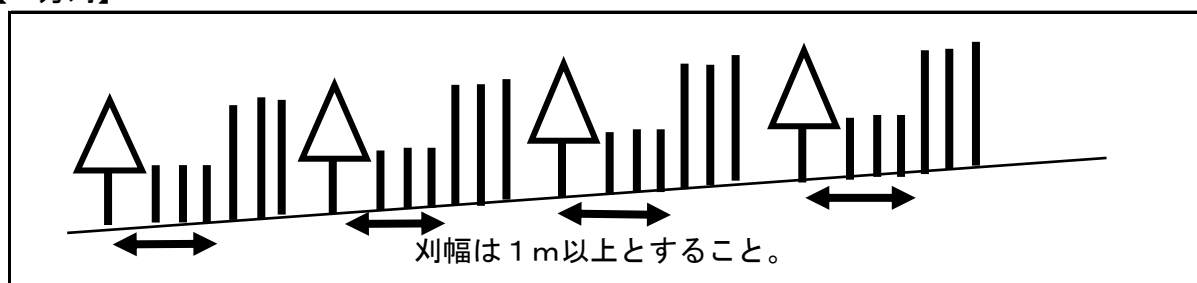
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図①一方刈とする。

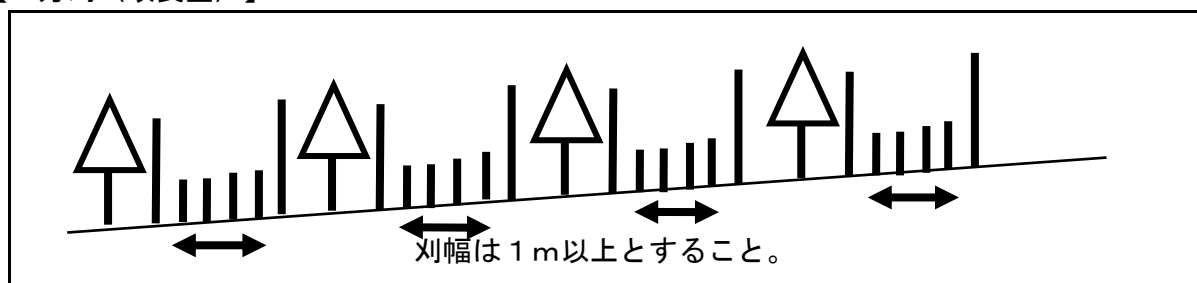
筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図②、③、④に変更できるものとする。

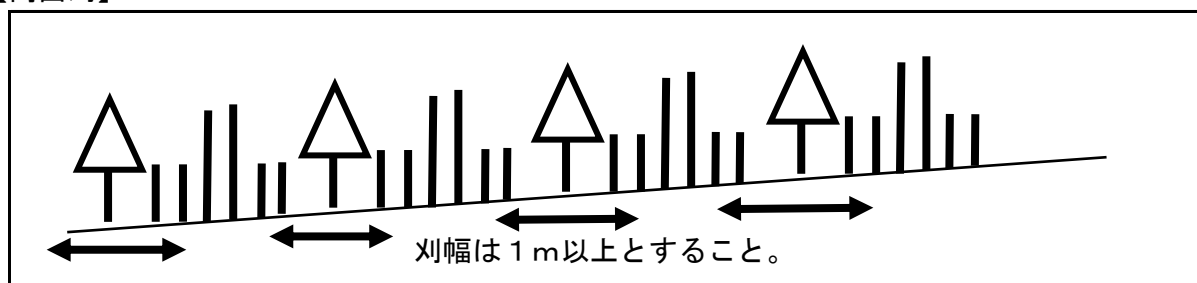
①【一方刈】



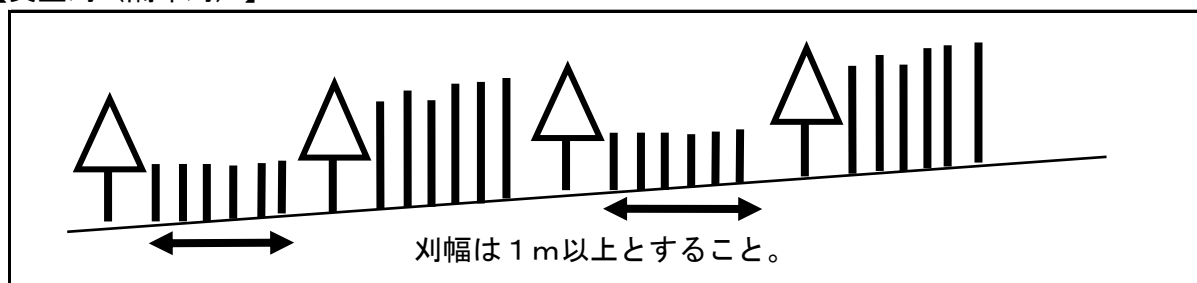
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1/3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除伐、除伐２類及び保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- (1) 伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね1m）とする。
- (2) 伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- (3) 造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
- (4) 伐除した雑灌木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
- (5) 除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時に行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び、灯油使用仕様書に留意すること。

2. 留意事項

- (1) 自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
- (2) 請負者が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

林道等の除草作業仕様書

1. 除草作業事業量等は次のとおりとする。

(1号物件)

林道等名	作業着手起点	作業終了地点	作業延長	刈払幅	摘要
水源林道 3支線	3そ林小班 の地点	2ら1林小班 の地点	3,500m	片側2m	菊池(森)
水源林道 3支線1分線	林道起点	1と1林小班 の地点	1,400m	片側2m	
1林班作業道	1は林小班 の地点	林道終点	900m	片側2m	
菊池深葉 3林道	林道起点	林道終点	1,200m	片側2m	
18林班作業道	19か林小班 の地点	18い林小班 の地点	700m	片側2m	
浦谷林道	15ほ2林小班 の地点	14と林小班 の地点	1,400m	片側2m	
水源林道 16支線	17よ林小班 の地点	16い林小班 の地点	1,900m	片側2m	
15林班作業道	15か林小班 の地点	15そ2林小班 の地点	700m	片側2m	
水源林道 (深葉側)	15ほ林小班 の地点	14そ林小班 の地点	2,300m	片側2m	
楮畑林道	林道起点	21な林小班 の地点	1,200m	片側2m	
木護林道 26支線	林道起点	26な林小班 の地点	900m	片側2m	
鉾ノ甲林道	林道起点	27ほ1林小班 の地点	1,000m	片側2m	
観音岳林道・ 作業道	林道起点 28り林小班的地点	28り林小班的地点 作業道終点	1,300m	片側2m	
横尾林道 36支線	林道起点	38る1林小班 の地点	3,000m	片側2m	
上威41林道・ 作業道	林道起点	林道終点	1,100m	片側2m	
上威林道	林道起点	41き林小班 の地点	1,200m	片側2m	
坂曲・長生林道	林道起点	林道終点	1,700m	片側2m	熊本(森)
金峰山林道 171支線	林道起点	170は林小班 の地点	500m	片側2m	
金峰山林道 天福寺側	183は林小班 の地点	183わ林小班 の地点	700m	片側2m	
三ノ岳林道	林道起点	185ち3林小班 の地点	2,600m	片側2m	
171作業道	171た林小班 の地点	176わ林小班 の地点	400m	片側2m	

2. 発注者が指定した作業着手起点から作業終了地点までの間において、通行の支障となるカヤ等の雑草木及び雑灌木(以下、「雑草木」という。)を刈払うこと。

3. 林道等に造林地が隣接している場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。

4. 刈払った雑草木は、林道等の通行の支障にならないように適切に処理すること。

5. その他の必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

6. 刈払幅は、片側2mの両側合計4mとする。